

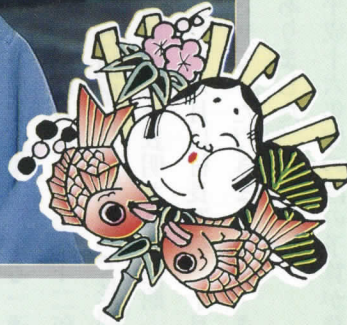


広報

いずみ



吹屋與市さん(貝皿)
年男の方



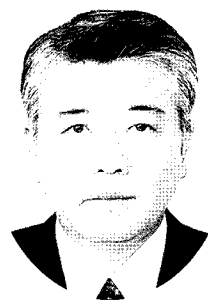
人口753人・男365人・女388人・出生1人・死亡4人・
転入7人・転出4人・世帯数278世帯・外国3人
1月1日現在



2004年冬号

No.444

年頭のあいさつ



和泉村長 山本 一郎

新年明けましておめでとうございます。

村民の皆様におかれましてはご家族お揃いで希望に満ちた輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年九月に行なわれました村長選挙におきましては、村民各位の温かいご理解とご支援を賜り、村政を担当させていただくことになりました。今更ながらその責務の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。地域発展のため最善を尽くす所存でありますので、各位のご指導ご協力をお願い申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、年明け早々の一月十四日に大野市・和泉村任意合併協議会を立ち上げ、地区別住民説明会の開催や合併協定など広報紙の配布により皆さまのご理解を求めながら、大野市との合併に関する調査研究や新しいまちづくり計画の策定を行なっていました。いろいろと紆余曲折はありましたが十月からは法定協議会に移行し、法定期限内での

合併について協議を重ねているところであります。今更いうまでもなく市町村合併は地方分権改革による基礎的自治体としての枠組みの再構築であり、住民の生活を第一に考えながら存在感のある地域づくりに全力を注いでいく所存であります。

昨年二月から五月にかけては、パナウエーブ研究所いわゆる白装束集団による一連の騒動がありましたし、四月からは三期十二年村政を担当されました池尾村長が病気で長期入院となり、八月には辞意を表明されて任期一杯で引退となりました。九月に村長選挙、十月六日に村長に就任させていただきましたが、まさに激動の一年でありました。

年末に平成十六年度の国の予算が発表されたところでありますが、国と地方の税財政改革であります三位一体改革の初年度として四千七百四十九億円の一般財源化は図られたものの公共事業など地方向け補助金一兆三百億円の削減、地方交付税一兆千八百三十二億円の削減、地方単独事業の大幅な抑制など地方自治体は極めて

厳しい財政運営を強いられる内容となっております。三位一体改革は平成十九年度までの四年間続けられることになっており、今後更に大幅な補助金や地方交付税の削減が進められるものであり、財政力の貧弱な町村では基礎的自治体としての機能を果たすことが困難となり、住民生活に大きな支障をきたす事は必至であります。こうした点からも私は市町村合併をむしろ好機ととらえ、将来の地域づくりに取り組むことが住民の幸せに繋がるものと確信する次第であります。

また、新エネルギーの利活用、広域一般廃棄物処理施設整備計画の推進、中部縦貫自動車道整備促進など山積する課題を着実に前進させ、村民の皆様への付託に応えるべく、住みよい村づくりをめざして、努力してまいりたいと考えております。

年頭にあたり、皆さまのご健康とご多幸をお祈り申し上げます。新年のごあいさつといたします。



平成十五年 村長表彰

十月三十一日、役場において平成十五年度村長表彰式が行われました。これは、多年にわたり、本村に多大な貢献をされた方々に、村長より賞状と記念品が贈られたものです。今回、表彰されたのは、次の方々です。(敬称略)

○特別表彰 (三十年以上)

松田 衛 (農業委員会委員)

○一般表彰

清水 一英 (村議会議員)

番屋喜代志

(固定資産評価審査委員会委員)

櫻川 義夫

(固定資産評価審査委員会委員)

谷口 政幸 (農業委員会委員)

洞口 賢明 (農業委員会委員)

末永 彦治 (農業委員会委員)

末永 秀一 (選挙管理委員会委員)

三嶋 利夫 (監査委員)

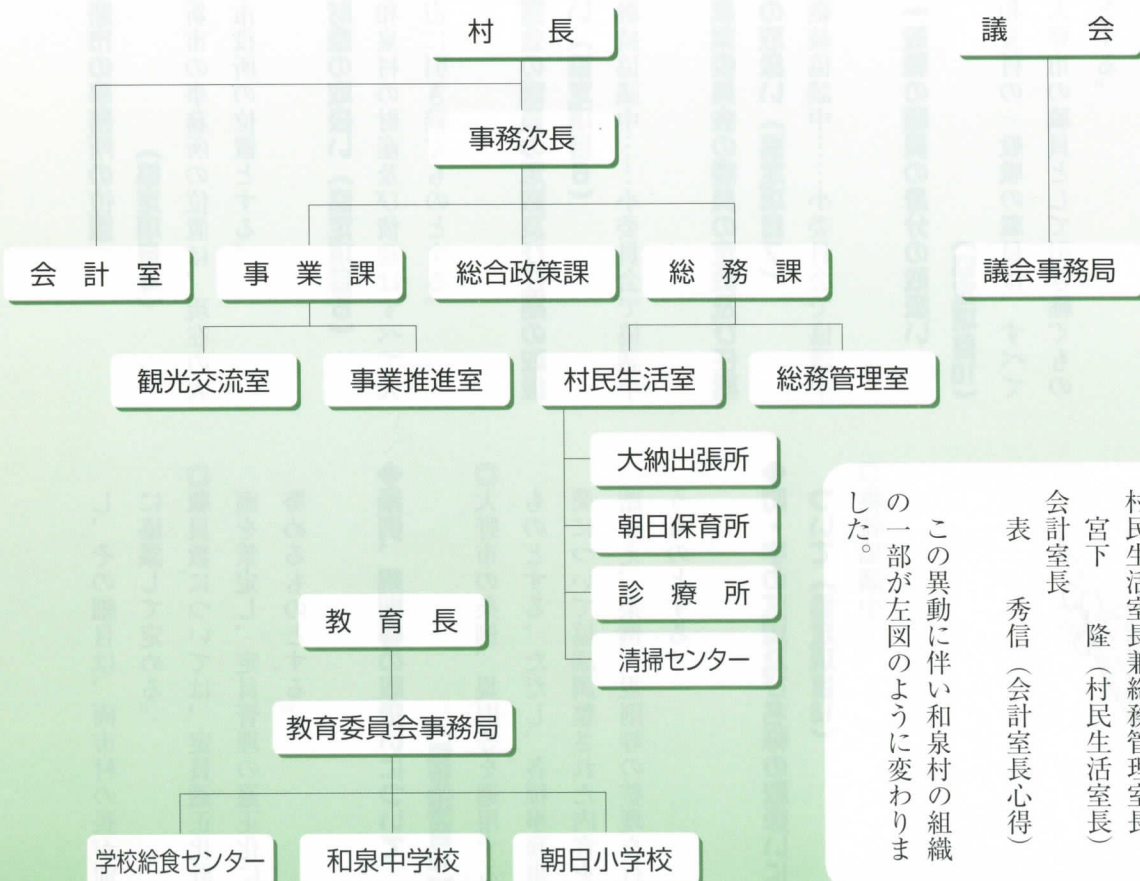


第百九十一回

和泉村議会定例会

第百九十一回和泉村議会定例会は、十二月十六日から十七日までの二日間、開催されました。今定例会では、平成十五年度和泉村一般会計補正予算(第六次)をはじめ、和泉村国民健康保険事業特別会計補正予算(第二次)、和泉村診療所事業特別会計補正予算(第二次)、和泉村老人医療事業特別会計補正予算(第二次)、和泉村介護保険事業特別会計補正予算(第二次)や条例の制定、条例の廃止など議案十四件が上程、審議された結果、いずれも原案どおり可決されました。

また一般質問では、新井議員から産業振興の指針について、末永議員から学校問題について、清水議員から荒島岳登山道新ルート及びまぼろし大垂の滝歩道取付けについてなどの質問がありました。



役場職員の一部異動

十二月一日付〔異動〕

事務次長兼総務課長

谷 秀明 (総務課長)

村民生活室長兼総務管理室長

宮下 隆 (村民生活室長)

会計室長

表 秀信 (会計室長心得)

この異動に伴い和泉村の組織の一部が左図のように変わりました。

市町村合併問題

第一回大野市・和泉村合併協議会(以下「合併協議会」という。)から第四回合併協議会までの主なものについてお知らせします。(詳細は随時発行の「和泉村の市町村合併を考える」をご覧ください。)

◆協定項目の調整方針

- ① 一体性の確保
新市に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。
- ② 行政サービスの向上
住民福祉の向上を念頭に、行政サービスの格差が生じないように努める。
- ③ 負担の公平
負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないように努める。
- ④ 健全な財政運営
新市において健全な財政運営に努める。

⑤ 行政改革の推進

行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。

◆合併の方式(協定項目1)

◎合併の方式は大野郡和泉村を廃し、その区域を大野市に編入する編入合併とする。

◆合併の期日(協定項目2)

◎合併の期日は、平成十七年二月一日とする。

◆新市の名称(協定項目3)

◎新市の名称は、大野市とする。

◆新市の事務所の位置(協定項目4)

◎新市の事務所の位置は、現在の大野市役所の位置とする。

◆財産の取扱い(協定項目5)

◎和泉村の財産及び債務はすべて大野市に引き継ぐものとする。

◆議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目6)

◎継続協議中……小委員会で協議中

◆農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目7)

◎継続協議中……小委員会で協議中

◆一般職の職員の身分の取扱い(協定項目10)

◎和泉村の一般職の職員は、すべて大野市の職員として引き継ぐものとする。

◎和泉村の一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、大野市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとする。

し、その細目は、両市村の長が別に協議して定める。

◎職員数については、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

◆条例、規則等の取扱いについて(協定項目12)

◎大野市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業について協議調整された内容を踏まえ、条例、規則等の整理を行うものとする。

◆町・字の区域及び名称の取扱いについて(協定項目18)

◎継続協議中



合併協定項目一覽

(第4回合併協議会12月25日まで)

No	協定項目	説 明	協 議 結 果	協 議 状 況
基本的な協定項目 (5項目)				
1	合併の方式	合併方式について協議する。(「新設合併」・「編入合併」)	編入合併	協議済
2	合併の期日	合併期日について協議する。(平成17年3月31日以前)	平成17年2月1日	協議済
3	新市の名称	新市の名称について協議する。	大野市	協議済
4	新市の事務所の位置	新市の事務所の位置について協議する。	現在の大野市役所	協議済
5	財産の取扱い	2市村の財産(土地、建物、債権及び債務等)の取扱いについて協議する。	大野市に引き継ぐ	協議済
合併特例法に規定されている協定項目 (5項目)				
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	合併後の2市村議会議員の定数及び任期について、合併特例法の特例措置の適用を協議する。		継続協議
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	2市村の農業委員の定数及び任期について、合併特例法の特定措置の適用を協議する。		継続協議
8	地域審議会の取扱い	合併関係市町村の区域を単位とし、市長の諮問又は必要に応じて意見を述べる事ができる附属期間の設置について協議する。		
9	地方税の取扱い	地方税(住民税、固定資産税、軽自動車税等)について、その取扱いを協議する。		
10	一般職の職員の身分の取扱い	一般職の職員の身分の取扱いについて協議する。	大野市職員として引き継ぐ等	協議済
その他の協定項目				
11	特別職の職員の身分の取扱い	市村長、助役、収入役、教育庁などの特別職の職員の身分の取扱いについて協議する。		
12	条例、規則等の取扱い	新市における条例、規則等の取扱いについて協議する。	大野市の条例等を適用新規制定、改正可	協議済
13	事務組織及び機構の取扱い	新市における事務組織・機構、行政委員会・附属機関の取扱いについて協議する。		
14	一部事務組合等の取扱い	2市村が加入している一部事務組合や広域行政事務組合、公社、第三セクター等の取扱いについて協議する。		
15	使用料、手数料の取扱い	公共施設の使用料や証明等の手数料などについて、その取扱いを協議する。		
16	公共的団体等の取扱い	2市村の行政区域内にある公共的団体等の統合について協議する。		
17	補助金、交付金等の取扱い	2市村が各種の団体又は事業に交付している補助金や交付金の取扱いについて協議する。		
18	町・字の区域及び名称の取扱い	町・字の区域や名称の取扱いについて協議する。		継続協議
19	慣行の取扱い	新市の憲章、花、木、鳥、宣言などの慣行について協議する。		
20	各種事務事業の取扱い	2市村で実施している各種事務事業の取扱いについて協議する。		
	1 総務・企画関係	行政組織、税務、情報化・電算化、広報広聴・情報公開等、消防・防災、地域行政、姉妹都市・地域間交流、議会など		
	2 住民福祉関係	福祉、保健衛生、生活環境、住民、公共交通など		
	3 産業経済関係	農林水産、商工労働・観光など		
	4 建設関係	建設、上・下水道、住宅、都市計画など		
	5 教育関係	学校教育、社会教育、保健体育など		
21	市町村建設計画	市町村建設計画を作成する。		

両/市/村/の/合/併/ま/で/の/流/れ

合併に関する協議

市町村建設計画を含む合併協定項目について協議を行うとともに、事務事業の調整などを行います。

合併協定書の調印

両市村長が、合併協議の集大成として、関係者の出席のもと合併協定書に調印します。

合併の施行

合併について両市村議会の議決を得て、県知事へ申請します。そして県議会による議決を得て、県知事が合併の決定を行います。県は国へ届出を行い、総務大臣による告示があると合併の手続きが完了し、合併施行となります。

合併協議会の設置

合併に関する協議

- ・ 合併協定項目
- ・ 事務事業一元化
- ・ 市町村建設計画

住民説明会

大野市 }
和泉村 }

合併協定書の調印

事務事業の 細部調整

両市村議会の 議 決

県議会の 議 決

官報告示

合 併 の 施 行

協議会の開催予定

平成16年1月15日(木)	PM2:00~	第5回 合併協議会	開催場所: 大野有終会館
平成16年1月30日(金)	PM2:00~	第6回 合併協議会	開催場所: 和泉村ふれあい会館
平成16年2月16日(月)	PM2:00~	第7回 合併協議会	開催場所: 大野有終会館

※諸般の事情により変更する場合があります。(3月以降は未定です。)

ご意見、ご質問はお気軽にお寄せください

和泉村役場 総合政策課

TEL.78-2111 FAX.78-2821

E-mail:seisaku@vill.izumi.fukui.jp

大野市・和泉村合併協議会事務局

大野市天神町1-19 有終会館202号室

TEL.66-1600 FAX.66-1611

E-mail:gappei@city.ono.fukui.jp

和泉村を再発見しよう ~魅力を写真に~

将来に残しておきたいもの、魅力を感じたものを写真撮影いただき、その提供をお願いします。提供いただいたものは村のホームページ、ポスターや保存資料などに使用させていただきます。

テーマ ・自然 ・人、動物、植物など

詳細 ・詳しくは総合政策課まで



第二十四回 九頭竜紅葉まつり

第二十四回九頭竜紅葉まつりが十月二十五日、二十六日、九頭竜国民休養地で行われました。

開会式では、木下宏一実行委員長、山本村長のあいさつの後、朝日小学校児童らの手から風船が秋空へ舞い上がると、今年も盛大にまつりが開幕しました。

たいへん良い天候に恵まれた両日、紅葉市場では、昇竜まいたけを使った炊き込みご飯やソバなどに大勢の人達が舌鼓を打ち、木工ランドでは、音のでる竹とんぼづくりや笛づくりコーナー、木工教室のコーナーもあり親子で参加していました。

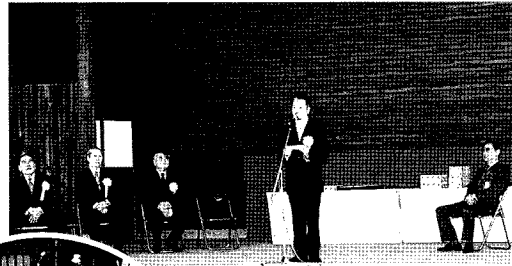
秋の特産品である穴馬かぶらは、たくさんの人達で埋め尽くされ、一人で何束も買い求める姿もありました。

紅葉ステージでは、朝日小学校の児童らの元気な歌声や、美宝の会による踊り、青葉の笛頭彰会による笛の演奏などが披露され、来場者達を魅了していました。

ボランティアで、和手楽の会のみなさん、小学生、中学生のみなさんが会場内の清掃をお手伝いして下さいました。誠にありがとうございます。



新鮮な穴馬かぶらが、たくさん売れました



実行委員長あいさつ



ゲートボール大会では和泉村のチームも活躍されました



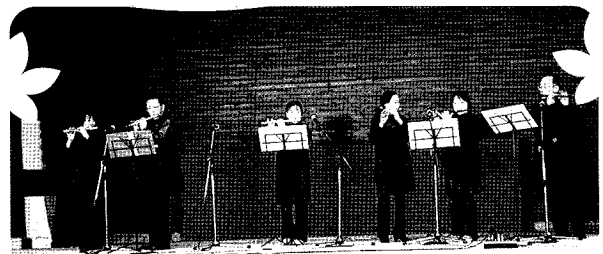
どのお店も長蛇の列でした



朝日小学校児童によるすばらしい合唱



会場内は終日にぎやかでした



青葉の笛頭彰会のみなさん

第43回 衆議院議員総選挙結果

11月9日(日)執行の村内の投票結果は次のとおりです。

●衆議院比例代表選出議員選挙

●衆議院小選挙区選出議員選挙

候補者名	得票数
宇野 邦 弘	17
若 泉 征 三	109
山 本 拓	302
平 泉 涉	70

●有権者 当日

男	303人
女	326人
計	629人

●投票率

男	80.53%
女	80.67%
計	80.60%

政党名等	得票数
社会民主党	14
自由民主党	285
公明党	42
日本共産党	15
民主党	132

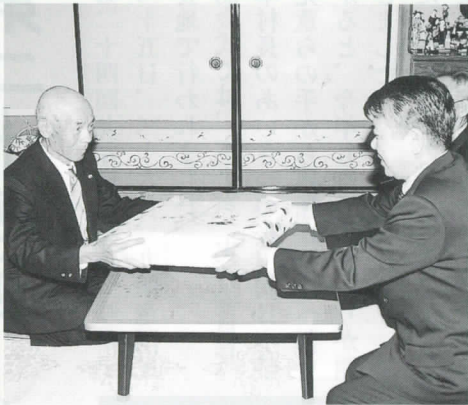
米寿 おめでとら ございます



平成十五年に、米寿を迎えられた皆様に、村からお祝いが贈られました。山本村長が、それぞれのお宅を訪問し、記念品を渡しました。

米寿を迎えられたのは、次の方々です。

- 中山 由松さん(朝日)
- 山本 富太さん(朝日)
- 水口 よしさん(上大納)
- 米倉 とし子さん(後野)



穴馬民俗館 屋根ふきに向けて!

次回の穴馬民俗館の屋根ふき替え工事に向けて、十二月三日にカヤ刈り作業が行われました。

当日は、四十名程のボランティアの方に集まっていただき、カヤを刈っていききました。刈ったカヤは近くの木の回りに結びつけ、一冬おいておきます。

次回の屋根ふき替えは平成十七年頃に予定しています。ボランティアのみなさんありがとうございます。



ふれあい村民号

越美北線を利用する運動と、村民のふれあいを目的とした「第十七回ふれあい村民号」の旅が、十一月三日〜四日の二日間、実施されました。今年は、JR在来線を利用して広島・宮島方面へ向かいました。

一日目の安芸の宮島では、海に浮かぶ朱塗りの大鳥居に歓声があがり、人懐っこい日本鹿の出迎いで厳島神社に参拝しました。

二日目は、尾道市内の文字のこみちを散策し、西日光・耕三寺で極彩色の種々の建物を見学しました。

たくさん歩いて、紅葉の秋を満喫しました。



保育所

柿とイ



九月三十日、マイクロバスに乗って野首まで、ドライブしました。
野首では柿の木がオレンジ色の実をつけて子供達も大喜びで実を棒でつついていっしょに収穫して落としていました。
袋にいっぱい穫った柿は、保育所に持って帰りおやつに食べました。

保育を学びました

中学校



十一月十日と十一月十六日の二日間、三年生の家庭科授業の中で、朝日保育所を訪ね、保育実習を受けました。
一日目は、どのように接しているのかわからなくて、なかなか話かけることができなかった生徒達も、徐々に打ち解け、生徒達からも、保育所の子供達からも遊びをもちかけていました。
二日目は、一日目の実習を振り返って事前に作っておいたおもちゃを子供達にプレゼントしました。ダンボールで作った車や、布で作ったアンパンマンの人形、布で作ったボールでおす

小学校

介助犬カノンがやってきた

十一月五日、朝日小学校に鯖江市に在住の桑原彰三さんと介助犬のカノンが来ました。
これは、バリアフリーのまちづくり事業の場で、道徳の時間に「介助犬との生活を通じて」という題で講演をされたものです。
桑原さんは、福井県ではじめて介助犬と共に生活をしている方で、カノンの役割や、カノンを通じて、いろいろな人達と出会えたことなどを話されました。
子供たちは、真剣なまなざしで桑原さんのお話を聞いていました。



ボーリングなどを子供達に手渡すと、子供達は大喜びで遊んでいました。
遊びの後は、いっしょに給食も食べ、子供達から「すき、さらいはダメだよ。」と言われました。
また、生徒達は、保育士のアドバイスを受けながら、パジャマを着せたり、おむつを換えていました。
生徒達は、子供達と共に遊びながら、幼児の心身の発達や遊び方などについて学習しました。

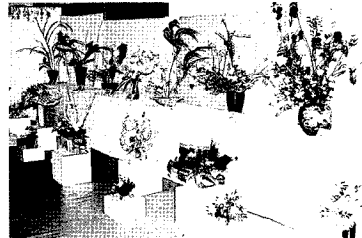
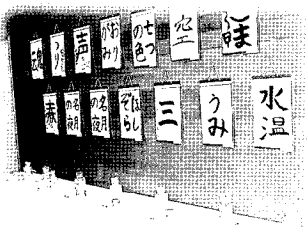


和泉村総合文化祭

十月三十一日から十一月二日までの三日間、農林業者トレーニングセンターで和泉村総合文化祭が開催されました。会場内には、保育所や小学校の児童らが描いたかわいらしい絵をはじめ、生け花やフラワーアレンジなど一般の作品まで、所狭しと展示されていました。また、館内に訪れた人達には、ことといひ会より、抹茶とお菓子のサービスがありました。



同時に三十一日に開催された、第三十回和泉村連合音楽学習発表会では、保育所のチビッ子らによる元気な歌声、小学生による息の合ったすばらしい歌声、中学生によるきれいな歌声が披露され、鑑賞にきた大人達を魅了していました。



平成15年度 和泉村内大会総合の部 総合得点表 ()は順位

大会名	朝日	石徹白水系	下山・板倉・角野	上大納・下大納	
村民体育大会	4 (1)	3 (2)	2 (3)	1 (4)	
バレーボール	4 (1)	3 (2)	2 (3)	1 (4)	
ソフトボール	4 (1)	3 (2)	1 (4)	2 (3)	
卓球	4 (1)	3 (2)	1 (4)	2 (3)	
ゲートボール	3 (2)	4 (1)	2 (3)	1 (4)	
小計	19	16	8	7	
参加点	村民体育大会	1	1	2	2
	バレーボール	1	1	2	2
	ソフトボール	1	1	2	2
	卓球	1	1	2	2
ゲートボール	1	1	2	2	
小計	5	5	10	10	
総合計	24	21	18	17	
総合順位	1	2	3	4	

IZUMI

第32回村民卓球大会 試合結果

チーム戦順位

1位 朝日B	5位 下山・板倉・角野B	1位 朝日
2位 石徹白水系	6位 朝日A	2位 石徹白水系
3位 上大納・下大納B	7位 下山・板倉・角野A	3位 上大納・下大納
4位 上大納・下大納A		4位 下山・板倉・角野

団体戦地区順位

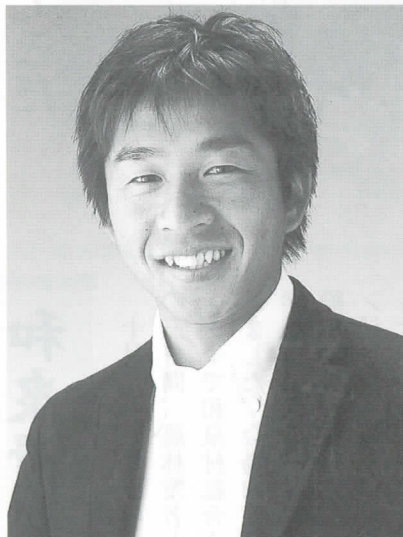
	男子個人の部	女子個人の部	混合ダブルスの部
優勝	新井 俊成	新井 悦子	中村 啓一・畑口 直美
2位	田村 繁吉	森尾佳寿美 番屋 絹子	岡田 啓太・谷 悠佳子

(敬称略)



平成15年度 和泉村内大会 成績表

大会名	1位	2位	3位	4位
村民体育大会	朝日	石徹白水系	下山・板倉・角野	上大納・下大納
バレーボール	朝日	石徹白水系	下山・板倉・角野	上大納・下大納
ソフトボール	朝日	石徹白水系	上大納・下大納	下山・板倉・角野
卓球	朝日	石徹白水系	上大納・下大納	下山・板倉・角野
ゲートボール	石徹白水系	朝日	下山・板倉・角野	上大納・下大納



おぎわら つぎはる
荻原 次晴 プロフィール

- ◇生年月日 1969年(昭和44年)12月20日
 - ◇出身地 群馬県 草津町
 - ◇サイズ 身長170cm 体重61kg バスト93cm
ウエスト73cm ヒップ90cm ヘッド55cm
シューズ25.5cm
 - ◇血液型 O型
 - ◇趣味 料理、サーフィン、バックカントリースキー
 - ◇選手時代の主な成績
- | | | | |
|-------|------------|--------|------|
| 1995年 | 世界選手権 | 団体 | 優勝 |
| | ワールドカップ | 個人総合順位 | 4位 |
| 1998年 | 長野冬季オリンピック | 個人 | 6位入賞 |
| | | 団体 | 5位入賞 |

荻原 次晴がやってくる!

スポーツキャスター・スポーツライター

(元ノルディック複合日本代表)

【日程】

平成16年3月13日(土)

○歩くスキー教室

- 9:00~ 9:15 開講式
- 9:30~11:30 教室(午前の部) - 村民対象
- 12:00~13:00 昼食(ふるまい鍋など)
- 13:30~15:30 教室(午後の部) - 村外者対象
- 15:45~16:00 閉講式
- 19:00~20:40 講演会(トークショー)

平成16年3月14日(日)

○第10回IZUMIクロスカントリースキー大会

- 9:00~ 9:15 開会式
- 9:30~12:00 競技および表彰式

○幼少の頃から双子の兄・健司とスキーを始め、2人で切磋琢磨しノルディック複合で日本を代表する選手となる。1994年からワールドカップに参戦。1998年長野オリンピックでは個人6位、団体5位と入賞を果たす。オリンピック終了後引退を表明し、ウィンタースポーツ普及のためにメディアや講演会の活動を行っている。フジテレビ「スーパーニュース」では、スポーツキャスターとして活躍し、爽やかなイメージで人気を得る。また、選手であった経験を活かし、自らプロデュースして、ノルディックスキーのツアーを企画し、その楽しさを伝えている。彼の爽やかでウイットに富む人柄は幅広い層からの支持を受けている。

毎年三月に開催しています、「IZUMIクロスカントリースキー大会」が今年で十周年を迎えます。その記念として、前日の土曜日に歩くスキーを楽しんでもらうための「スキー教室」を行います。みなさん、ぜひご参加ください。

国民年金「広報のまど」

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が25年以上ある人が原則として65歳に達したときに受けられる年金です。

カラ期間とは？ —合算対象期間—

昭和36年4月以降で20歳から60歳になるまでの間に国民年金に任意加入しなかった期間などで、必要年数に達しているかどうかをみるときは算入されますが、年金額の算定基礎とはならない期間をいいます。

- ①社員の被扶養配偶者（昭和61年3月まで）
- ②学生（平成3年3月まで）
- ③厚生年金の脱退手当金を受給した期間
- ④日本人で外国に居住していた期間

年金を受けるために必要な期間

- ①国民年金保険料を納めた期間
- ②国民年金保険料の免除を受けた期間
- ③任意加入できる人が任意加入しなかった期間など（「カラ期間」）—合算対象期間—
- ④昭和36年4月以降の厚生年金や共済組合の加入期間
- ⑤第3号被保険者期間
- ⑥学生納付特例期間

これらを合計して、原則として25年以上の期間が必要です。

※中国残留邦人等には特別措置が設けられています。

年金額

79万7,000円

保険料の未納や免除、カラ期間などがあるときは、その期間により減額されます。

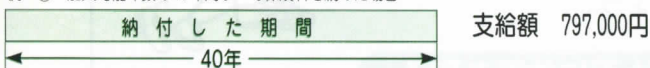
計算式

$$797,000 \text{円} \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \frac{\text{保険料を全額免除された月数}}{3} + \frac{\text{保険料を半額免除された月数}}{3}}{40 \text{年} (\text{加入可能年数}) \times 12 \text{ヶ月}}$$

※昭和16年4月1日以前に生まれた方は、生年月日により短縮措置がとられています。

年金額の計算例 昭和16年4月2日生まれ 受給資格期間25年

例① 加入可能年数の40年間すべて保険料を納めた場合



例② 保険料を24年間納めて、あと16年間全額免除を受けていた場合



※免除の16年分の追納があれば、支給額は例①と同様797,000円になります。

例③ 保険料を24年間納めて、その後未納にした場合



振替加算とは？

振替加算は、厚生年金、共済組合の配偶者加給の算定対象になっている妻（夫）が65歳になって老齢基礎年金を受け始めるときにつく加算です。具体的には、大正15年4月2日～昭和2年4月1日までの間に生まれた妻（夫）に年金額229,300円が加算され、それ以降に生まれた妻（夫）には年齢に応じて減額し、昭和41年4月2日以降に生まれた妻（夫）の場合は加算はありません。

繰り上げ支給と繰り下げ支給

老齢基礎年金は原則として65歳から受けられますが、希望すれば60歳以後いつからでも受けられます。ただし、64歳以前から受けると減額され、66歳以後から受ける場合は増額されることになります。

なお、一度、減額・増額された支給率は、生涯変わりません。

繰り上げ支給をすると次の制限があります。

- ①特別支給の老齢厚生年金は支給停止になります。ただし、生年月日が昭和16年4月2日以後の方は、一定の額が減額されますが、併給できます。
- ②遺族厚生年金・遺族共済年金とは65歳まで選択になります。
- ③障害基礎年金・寡婦年金は受けられません。
- ④厚生年金・共済組合に加入すると支給停止になります。（ただし、昭和16年4月1日以前生まれの人が対象）
- ⑤請求後は高齢任意加入はできません。

■ 昭和16年4月2日以後に生まれた人の繰り上げ・繰り下げ支給の支給率（数字は%）

	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
繰り上げ支給	60歳 70	70.5	71	71.5	72	72.5	73	73.5	74	74.5	75	75.5
	61歳 76	76.5	77	77.5	78	78.5	79	79.5	80	80.5	81	81.5
	62歳 82	82.5	83	83.5	84	84.5	85	85.5	86	86.5	87	87.5
	63歳 88	88.5	89	89.5	90	90.5	91	91.5	92	92.5	93	93.5
	64歳 94	94.5	95	95.5	96	96.5	97	97.5	98	98.5	99	99.5
	65歳 100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
繰り下げ支給	66歳 108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114	114.7	115.4	116.1
	67歳 116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
	68歳 125.2	125.9	126.6	127.3	128	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
	69歳 133.6	134.3	135	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
	70歳 142	142	142	142	142	142	142	142	142	142	142	142

※65歳から受け取る年金額を100%とした場合

上記の老齢基礎年金の支給率は、昭和16年4月2日以後に生まれた方に適用されます。

繰り上げ支給の減額率は月数に比例し、繰り上げ月数が増すごとに、一月当たり「0.5%」減額率が増し、また繰り下げ支給の増額率は月数一月当たり「0.7%」増します。

昭和16年4月1日以前生まれの方の繰り上げ・繰り下げ支給率は下表のとおりです。年数に応じて支給率が変わります。

60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
58%	65%	72%	80%	89%	100%	112%	126%	143%	164%	188%

※65歳で受ける年金額を100%として

年金の価値は守られます

国民年金では、その時々のお金の価値の変動に応じて年金額の改定を行う「完全自動物価スライド制」が導入されています。年金の価値は将来にわたり目減りすることはありませので、とても安心です。

和泉村国民健康保険の医療費が上昇傾向にあります。平成十五年三月から九月までの診療にかかる医療費が一、七一四万円（一般分十退職分、老人医療分を除く・以下同様）となり、前年同期の一、四〇八万円を二二%も上回っています。被保険者一人当たりの医療費をみると二二一、五三〇円となり、同じく一七、一九八円（一六%）の増額となります。上昇の要因はいくつかありますが、一件あたりの医療費が一九、二九七円で、前年同期を三、五九五円（二三%）増になったことが最大の要因といえます。不幸にして大きな病を患い多額の費用を必要としたり、大きな病院での受診が増えているということです。

多額の医療費は村の財政を圧迫するばかりでなく、保険税の上昇にもつながり、被保険者の皆様にも大きな負担となってきます。

健康は永い人生を豊かで快適に暮らすためのかけがえのない土台となります。今一度、生活習慣を見直したり、万が一体調を崩しても上手にお医者さんにかかり、医療費を大切にしましょう。

医療費を大切に

生活習慣見直してみませんか!

見直そう食生活

- 間食、食べ過ぎに注意しましょう。
- 1日10g未満を目標に薄味料理を心がけましょう。
- 動物性脂肪のとり過ぎに注意し、植物性脂肪や魚脂を多めにとりましょう。
- 1日350g以上を目標に野菜（特に緑黄色野菜）を積極的に食べましょう。
- 野菜、海藻（食物繊維）を積極的に食べましょう。
- カルシウムを積極的にとりましょう。

運動の健康効果

- 自身に負担のかからない適度な運動を継続して実践し、体力アップに取り組みましょう。



上手に休養を取る

- 休養と仕事のバランスをとって能率アップと過労防止に努め、自分のストレスには早めに気づきましょう。
- 1日30分、自分の時間を見つけましょう。

お医者さんのかかり方 見直してみませんか!

- お医者さんのかけもちはやめましょう。
- 時間外、休日受診はなるべく避けましょう。
- 薬をたくさんほしがるのはやめましょう。
- お医者さんを信頼し、指示を守りましょう。
- わからないこと、知りたいことはきちんと聞くようにしましょう。



かかりつけ医をもちましょう!

かかりつけ医のメリット

- ① 持病や病歴などを把握したうえで診療してもらえる。
- ② きめ細かな対応をしてくれるとともに、なにより安心。
- ③ 病気のときだけでなく、健康管理などについても相談に乗ってもらえる。
- ④ 健康診断の結果なども報告しておく、さらに安心できる。



ご存じ
ですか？

老人保健の高額医療費支給制度

医療費が高額になったとき

老人保健でお医者さんにかかる方は医療費の負担が重くなりすぎないように、外来・入院とも1か月に支払う自己負担額には上限が設けられています。

1か月に負担した医療費が、所得などに応じて定められた自己負担限度額を超えたときは、後日、村から郵便でお知らせがあります。そのお知らせをもとに、申請して認められると、自己負担限度額を超えた分があとから支給されます。



1か月の自己負担限度額は？

外来だけの場合 (個人ごと)		入院+外来の場合 (世帯ごと)	入院したときの食事代
40,200円	一定以上の所得がある方* 自己負担 2割	72,300円+ 医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1% (過去12か月間に4回以上の高額医療費の支給があった場合、4回目以降は40,200円)	1日 780円
12,000円	一般の方 自己負担 1割	40,200円	1日 780円
8,000円	世帯の方 住民税非課税 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の適用区分が区分Ⅱの方 自己負担 1割	24,600円	90日までの入院 1日 650円 過去12か月で90日を超える入院 1日 500円
	「限度額適用・標準負担額減額認定証」の適用区分が区分Ⅰの方 自己負担 1割	15,000円	1日 300円

●住民税非課税世帯の方が、入院の際に減額を受ける場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。村の担当窓口で申請をして、交付を受けてください。

※「一定以上の所得がある方」とは、老人保健法の医療受給者証に記載されている一部負担金の割合が、2割となっている方です。

◆「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは？

限度額適用・標準負担額減額認定証は、同じ世帯の方が全員、住民税非課税のときに交付を受けることができます。村の担当窓口で交付を受けると、上記のとおり入院したときの自己負担限度額と食事代が減額されます。

適用区分については、年金の種類や収入などに応じて異なります。

例：単身世帯で、昨年の収入が障害基礎年金のみの方は、適用区分が区分Ⅰとなります。

高額医療費の計算はどうなっているの？

① 外来だけの場合

病院や診療所ごとに設けられていた定額制や月額上限制が廃止され、同じ方が同じ月に支払った1か月の自己負担額を合算し、自己負担限度額を超えたときは、超えた分があとから支給されます。世帯単位では合算しません。

② 入院+外来の場合

入院したときは自己負担限度額を超えてお支払いをする必要はありませんが、世帯の方を含めて、同じ月にほかの医療費のお支払いがあるときは、これも合算します。自己負担限度額（入院+外来）を超えたときは、超えた分があとから支給されます。

こんなときはどうすればいいの？

Q1 医療費の領収書は高額医療費の支給申請の際、添付する必要があるのでしょうか？

A 高額医療費の支給申請の計算は、医療機関からの請求をもとにしますので、添付の必要はありません。ただし、確認のために、領収書の提出を求められる場合があります。

Q2 両親に高額医療費の支給申請のお知らせが届きましたが、母は足が不自由で申請に行くことができません。父はもう亡くなっています。このお知らせや申請は、どうすればいいのでしょうか。

A 申請は、原則として本人ですが、代理人に委任することができます。また、亡くなられた方の高額医療費は、相続人の代表の方が申請して受け取ることができます。

穴馬のむかし話 (十三)

芋ころがし

昔、金持ちの家で法事があつて、村中の人が呼ばれたんやが、何も作法がうるさい家らしく、心配になった村の人が物知りのじいさんに聞きに行ったそうや。「お前ら、心配せんでもわしのやるとおりまねしてたら良い……」安心して法事に行つて、みたことも無い立派なお膳の前で、皆爺さんを見てみると、まずお汁を飲んだので、皆いっせにお汁を飲んだんやと、次にお皿の中のさといもの煮付けを箸で取ろうとした時、芋がつるりと滑つて箸からころがって、畳の上に滑り落ちてしまつた。あわてたじいさんは箸で転がっている芋を捕まえようと追っかけて行つた。すると、村の人皆が、芋を箸で転がし始め、座敷の中は大騒動になつてしまつたそうや。!!

落し物

和尚さんが馬に乗つて、その後を小僧さんがついていったんやと、風が吹いて和尚さんの笠が飛んで行つたが、拾わずにそのまま後をついていったんやと、「お前、わしが落とした笠を何故拾わん……? これから落とした物があつたら、皆拾わんとあかんぞ……!!」しばらく行くと今度は和尚さんに乗せた馬がほとほと糞をした。「和尚さん、ちよつと笠を貸してくれ……笠の中に糞をいっぱい入れて、「はい、和尚さん、落し物は手渡しても拾いました、どうぞ!!」手渡したと……!!

福井県最低賃金 時間額 642円

平成14年10月1日改正の時間額等が引き続き適用されます。

- パート・アルバイト等を問わず、すべての労働者に適用されます。
- 使用者は、上記の最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
- 精皆動手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等は最低賃金に含みません。

働くルートの最低賃金

繊維製造業（略称）、機械器具製造業（略称）、電気機械器具製造業（略称）、各種商品小売業の4業種については、別に産業別最低賃金が定められています。

問い合わせ先 福井労働局労働基準部賃金室 ☎0776-22-2691
大野労働基準監督署 ☎0779-66-3838

労働基準法が改正されます

多様な働き方の実現と安心して働くことができるルールづくりを目指して

平成15年7月4日に、労働契約や労働時間に係る制度について、多様な働き方に応じた実効あるものとするための見直しを行った「労働基準法の一部を改正する法律」（平成15年法律第104号）が公布され、平成16年1月1日から施行されることとされました。

改正の要点は、①有期労働契約の上限の見直し、②解雇に係る規定の整備、③裁量労働制の見直しとなっています。

労働者が安心して働くことができる職場環境を整えるためにも、使用者の方は改正労働基準法の趣旨と内容を十分ご理解いただくとともに、その内容を遵守していただくようお願いいたします。

※改正労働基準法の内容については、以下の労働局担当課・労働基準監督署にお問い合わせください。

問い合わせ先 福井労働局労働基準部監督課 ☎0776-22-2652
大野労働基準監督署 ☎0779-66-3838

有料道路における障害者割引制度

この制度は、通勤・通学・通院等の日常生活において、有料道路を利用する障害者に対し、自立と社会経済活動への参加を支援するための割引制度です。

対象となる障害者

- ①本人運転の場合は、身体障害者手帳の交付を受けている全ての身体障害者
- ②本人以外の者の運転が認められる場合は、身体障害者手帳の交付を受けている重度の身体障害者及び療育手帳の交付を受けている重度の知的障害者（障害区分・程度によって交付できない場合もありますので、事前にご連絡下さい）

申請窓口 和泉村役場 総務課 村民生活室

申請時必要なもの

身体障害者手帳又は療育手帳、登録する車の車検証、運転免許証

- 平成15年12月1日以降の申請より、従来の割引証が廃止となりました。12月1日以前に割引証の交付を受けている方は、残りの割引証を持って申請に来て下さい。（割引証での通行は平成16年5月31日まで。）
- ETCを利用される方は、役場での証明が必要です。また、ETC車載器購入の助成制度（1万円、全国で先着15万人）もありますので、利用される方は申し出ください。

国民生活金融公庫

国の教育ローン取扱中

入学金や授業料、教科書代、アパートの敷金、家賃など入学時や在学中に必要な資金を融資する公的制度として、国民生活金融公庫の「国の教育ローン」があります。

ご融資金額は、学生・生徒お一人につき200万円以内、ご返済期間は10年以内、利率は年1.65%です。

詳しくは、国民生活金融公庫福井支店（☎0776-33-1755）までお気軽にお問い合わせください。

母子家庭自立支援給付金制度のお知らせ

母子家庭の母の就業、雇用の安定、自立を促進するため、能力開発・訓練を行う母子家庭の母および母子家庭の母を雇用する事業主に対する給付金制度が創立されました。

<制度内容>

①自立支援教育訓練給付金事業

知事が指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座終了後に、受講料の一部を支給する。

・対象講座の受講料の4割相当額（上限20万円、下限8千1円）

②高等技能訓練促進費事業

介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上修業する場合で、修業（育児）と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付を行う。

・修業期間の最後の1/3に相当する期間（12か月を上限）

・支給額 月額103,000円

③常用雇用転換奨励金事業

母子家庭の母を新規にパートタイム労働者として雇用し、OJTを実施した後、6か月以内に常用雇用労働者に転換した後、引き続き6か月間雇用継続した事業主に対して奨励金を給付する。

・1人あたり30万円

問い合わせ先 福井県庁児童家庭課 ☎0776-20-0343

奥越健康福祉センター ☎0779-66-2076

不妊専門相談窓口のご案内

1. 相談場所 福井県看護協会会館 2階相談室
所在地 福井市西開発3丁目306

2. 相談方法

①電話相談（一般的な相談および専門相談の予約をします。）

・専用電話 ☎0776-54-0080

・保健師・看護師が対応

・平日9時～17時（土・日・祝祭日・年末年始を除く）

②面接相談（専門的な相談 予約制）

・専門医による相談 毎月第2水曜日 13時30分～16時30分

・助産師による相談 毎週火曜日 13時30分～16時30分

・祝祭日、年末年始を除く

③相談料 無料



「人権週間」12月4日～10日

いじめは
ゼツタイだめ!!



毎年十二月四日から十日までの一週間は「人権週間」となっています。
和泉村では十二月九日JR九頭竜湖観光駅長を「一日人権擁護委員」に委嘱し、大野人権擁護委員・和泉村人権擁護委員とともに村内の企業・団体を訪問し、また九頭竜湖駅前では、汽車から降りてくる高校生たちに「いじめはしないように」と人権意識の高揚を図りました。

冬の味覚、かにとかぼちゃ

前回にひきつづき、伝承料理アレンジメニュー集から冬らしい2品をご紹介します。

食改めい
おんぼろは

No.15



カニの甲羅むし

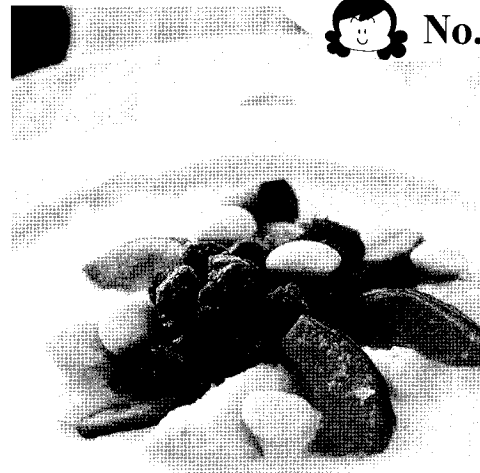
一人分：エネルギー 54cal
たんぱく質7.0g 脂質1.7g 塩分1.3g
彩りが美しく、少しリッチな気分で味わえる一品。

材料／4人分

かにの甲羅……中4個
カニ身……………80g
(ポイルしたむき身
又はかに缶)
えのき茸………… 50g
ほうれん草…… 50g
かまぼこ……薄切り8枚
(赤板) (50g)
だし汁……1カップ
卵(L)………… 1個
しょうゆ……小さじ1
塩……………少々

作り方

1. ほうれん草は、茹でて水気を絞り、3cm長さに切る。えのきも洗って3cmに切る。
2. かに、えのき茸、ほうれん草、かまぼこ(2枚ずつ)を4個の甲羅に彩りよく盛り付ける。
3. だし汁にしょうゆと塩を入れて味付けし、卵を入れて卵液を作る。
4. ①の甲羅に③の卵液を入れ、蒸気の上で蒸し器で5～6分蒸す。(甲羅がなければ、茶碗蒸しの器でもよい。)



かぼちゃスープ入り冬至南瓜

一人分：エネルギー 253kcal
たんぱく質6.6g 脂質9.5g 塩分1.2g
かぼちゃのスープを加えて、フランス料理風に。

材料／4人分

里芋…………… 150g
② だし汁…4.5カップ
塩…………… 少々
ゆであずき… 50g
(無糖)
① みりん… 大さじ1
砂糖………… 大さじ1
塩…………… 少々
かぼちゃ…… 400g
固形スープ…… 1個
水…………… 2.5カップ
生クリーム… 大さじ2
玉ねぎ………… 50g
サラダ油… 小さじ1
牛乳…………… 250cc
枝豆…………… 20g

作り方

1. 里芋はいちょう切りにして下茹でしてから、②で煮含める。
2. あずきは、②で煮る。
3. かぼちゃ100gは串形に切り、面取りしてレンジにかけて柔らかくする。
4. 残り300gのかぼちゃもレンジにかけ皮を除く。玉ねぎのみじん切りをサラダ油で炒める。
5. ④と牛乳をミキサーにかけ、鍋に入れて固形スープと生クリームを入れて、混ぜ合わせる。
6. 里芋、かぼちゃ、あずきを皿の中心に置き、⑤のスープを回りに注いで茹でた枝豆を散らす。

2月7日は「ふるさとの日」

福井県は、明治14年2月7日太政官布告により誕生して以来、昭和56年に置県100年を迎えました。

そこで、これを機に県は昭和57年に条例を制定し、置県の日である2月7日を「ふるさとの日」と決めました。この日は、県民一人ひとりが自らの郷土について理解と関心を深め、より豊かな郷土を築き上げることを期する日とされています。

県では、毎年2月7日に「ふるさとの日」の趣旨にふさわしい記念行事を開催するほか、県内各地でもこの日を中心にたくさんの関連行事が行われます。

詳しくは、福井県 県民生活部 男女参画・県民活動課（0776-20-0286）までお問い合わせ下さい。

雪みち情報ネットふくい

インターネットによる路面状況画像および、降積雪深・気温の気象状況を提供いたします。

福井県の「雪みち情報ネットふくい」の運用期間

毎年度11月15日～
3月31日



「雪みち情報ネットふくい」のアドレス

パソコン <http://info.pref.fukui.jp/hozen/yuki/>
iモード <http://info.pref.fukui.jp/hozen/yuki/i/>
ez-web <http://info.pref.fukui.jp/hozen/yuki/ez/>
ポータフォン <http://info.pref.fukui.jp/hozen/yuki/j/>

問合せ先 福井県土木部道路保全課 ☎0776-20-0477

大野税務署からのお知らせ

平成15年分の所得税の確定申告の相談及び
申告書の受付期間は、

**平成16年2月16日(月)から
平成16年3月15日(月)までです!!**

○土・日曜日・祝日等は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりませんが、申告書は郵送等又は税務署の時間外収受箱に投函することにより、提出することができます。

○還付申告の方は、2月15日(日)以前でも申告書を提出することができます。

ご注意 確定申告をする必要のある方が期限内に申告しなかったり、誤った申告をされた場合には、後で不足の税金を納めていただくだけでなく、加算税や延滞税も納めていただく場合がありますので、ご注意ください。

お詫びと訂正

前号に掲載させて頂きました記事の中でお名前の中の誤りがありましたので深くお詫びを申し上げ訂正いたします。

(正) 安部 美結ちゃん (P28)
(誤) 阿部 美結ちゃん

主な行事予定

1月 12日(月) 囲碁大会
22日(木) パソコン相談会

2月 1/31(土)・2/1(日)
九頭竜ジュニアカップ2004
7日(土) 村民スキー大会(アルペン)
8日(日) 村民スキー大会(クロカン)
26日(木) パソコン相談会

3月 7日(日) 九頭竜スキー選手権
13日(土) 楽しく歩くスキー教室
14日(日) IZUMIクロスカントリースキー大会
25日(木) パソコン相談会



おくやみ

東大園はな子さん 十月届出分
米倉 巧さん 十一月届出分
西 喜代美さん 六十四歳(後野)
谷口 はなさん 七十一歳(下山)
八十七歳(貝皿)



あかちゃん
徳堂 主磨くん 二男 安彦さん(貝皿)
九月届出分
名前 続柄 保護者 住所

人々のうらみ